

学校法人日本福祉大学 生成 AI 利用ガイドライン（教職員向け）

1. はじめに

対話型生成 AI は、その技術開発や業務利用が急速に進行している。生成 AI を含む AI の利活用は、本学園における様々な業務の利便性や生産性を向上させるとともに、各種業務（学生支援、レポート点検・採点、各種環境分析、会議資料作成等）における業務負担の軽減を図ることによる法人職員のワーク・ライフ・バランスの充実を推進することや、適切な人員配置に向けた組織の再構築を行うことを可能とするポテンシャルを有している。

一方で、生成 AI の信頼性、利用者の誤用・悪用などにより、既存の著作物に係る権利を侵害する可能性や個人情報の流失といった情報セキュリティにおける懸念・リスクも指摘されている。

上記を踏まえ、本学園教職員が、生成 AI の利用に関する適切なリテラシーを身に付け、業務ツールとして有効に活用することを主旨として、本ガイドラインを策定するものである。

なお、生成 AI の技術の進展やガイドラインの運用状況等に応じ、内容については、適宜、見直しを図ることとする。

2. 目的

本学園が取り組む諸事業において効率的かつ効果的な生成 AI の利用を想定し、その際の留意すべき点等をガイドラインとして示すことを目的とする。

3. 対象

学校法人日本福祉大学寄附行為（第 4 条）に関連する業務【参考 1】

4. 生成 AI の利活用方針

- 1) 人間と生成 AI との適切な役割分担のもと、適切な範囲及び方法で生成 AI を利用すること
- 2) 業務の合理化、効率化、高度化の観点から、生成 AI の業務ツールとしての有用性を積極的に評価するとともに、研修等を通じて継続的にリテラシー向上に取り組むこと
- 3) 生成 AI 利用に際しては、その有用性一方で機械学習による情報漏洩等のリスクがあることを考慮し、機密情報や個人情報については入力を避けること

5. 生成 AI 利用の留意点

1) 著作権対応

生成 AI を利用して生成した文章等を利用する場合においては、著作権を侵害することのないよう留意する必要がある。生成物に他人の著作物との類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び、依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）がある場合は著作権侵害になり得るので注意を要する。（但し、授業内利用等、著作権法第 35 条の対象を除く【参考 2】）

2) 生成物の正確性

対話型生成 AI の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していく。そのため、生成された内容には虚偽が含まれている可能性があることから、必ず根拠や裏付けの確認が必要となる。

3) 生成 AI の指示文（プロンプト）に係る設定

生成 AI に入力した情報（機密・個人情報等）の外部流出を防ぐため、入力した指示文（プロンプト）が機械学習に利用されない設定を行うこととする。

以上

【参考 1】学校法人日本福祉大学寄附行為（第 4 条）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 日本福祉大学大学院 | 社会福祉学研究所 福祉社会開発研究科医療 福祉マネジメント研究科 看護学研究所 スポーツ科学研究科 国際社会開発研究科（通信教育） |
| (2) 日本福祉大学社会福祉学部 | 社会福祉学科 |
| 経済学部 | 経済学科 |
| 健康科学部 | リハビリテーション学科 福祉工学科 |
| 教育・心理学部 | 子ども発達学科 心理学科 |
| 国際福祉開発学部 | 国際福祉開発学科 |
| 看護学部 | 看護学科 |
| スポーツ科学部 | スポーツ科学科 |
| 通信教育部 | |
| 福祉経営学部 | 医療・福祉マネジメント学科 |
| (3) 日本福祉大学付属高等学校 | 全日制課程普通科 |
| (4) 日本福祉大学中央福祉専門学校 | 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程 (付随事業) |

第 4 条の 2 この法人は、この法人が行う教育研究事業に付随する事業として次に掲げる診療所を設置する。

- (1) 日本福祉大学付属クリニック さくら

【参考 2】著作権法第 35 条

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第 38 条第 1 項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

【参考資料】

- 「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」
（令和 5 年 7 月 4 日 文部科学省初等中等教育局）
- 「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」
（令和 5 年 7 月 13 日 文部科学省高等教育局）

2023 年 10 月 31 日 制定

2024 年 3 月 6 日 改正

編者 日本福祉大学 企画政策課（ICT 推進室）

発行 日本福祉大学 企画政策課（ICT 推進室）